

豊田市企業立地調整会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市企業立地調整会議の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の意義は、豊田市企業立地奨励条例（平成29年条例第37号、以下「条例」という。）の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 民間事業者等 製造業又は高度先端産業分野の事業の用に供される工場、研究施設又は事務所の設置を目的とした開発事業を行う者をいう。
- (2) 土地利用対策会議 豊田市土地利用対策会議設置要綱に基づき設置する会議をいう。
- (3) 愛知県土地利用対策会議幹事会 愛知県土地利用対策会議設置要綱に基づき設置する会議をいう。
- (4) 庁内調整会議 豊田市市街化調整区域内地区計画庁内調整会議設置要綱に基づき設置する会議をいう。

(設置)

第3条 民間開発事業者等の窓口での手続に係る事務の効率化及び迅速化を図り、民間による開発を促進するため、豊田市企業立地調整会議（以下「企業立地調整会議」という。）を設置する。

(対象事業)

第4条 この要綱による企業立地調整会議の審議の対象となる開発事業は、次の各号の全てに該当する事業とする。

- (1) 豊田市企業立地調整会議申出書（別記様式）を提出し、以下のいずれにも該当しない者が実施する開発事業であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを「暴力団関係者」という。）又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体
 - イ 市町村税を滞納している者
 - ウ ア及びイに掲げる者のほか、市長が不相当であると認める者
- (2) 開発事業面積が1ha以上であること。
- (3) 開発事業地が豊田市企業立地奨励条例で定める産業誘導地区又は農山村地区であること。
- (4) 豊田市市街化調整区域内地区計画運用指針に規定する事前相談書を提出し、庁内調整会議にて適当と判断されたもの又は都市計画法第34条第7号若しくは豊田市の市街化調整区域における開発許可等の立地基準に係る

審査基準に規定する開発審査会基準第10号に基づき開発の許可を得ようとする開発事業であること。

(組織)

第5条 企業立地調整会議は、開発事業ごとに議長が指名する課（以下「構成課」という。）をもって構成する。

(議長)

第6条 企業立地調整会議に議長を置き、産業労働課長をもって充てる。

2 議長が不在のときは、産業労働課副課長又は担当長がその職務を代理する。

(委員)

第7条 企業立地調整会議の委員は、構成課の職員から選任するものとし、原則として副主幹級の職員とする。ただし、やむを得ない事情を有する場合は、主任主査級の職員とすることができる。

(会議の招集)

第8条 企業立地調整会議は、必要に応じて議長が招集する。

(審議事項)

第9条 企業立地調整会議は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 土地利用対策会議の前に調整すべき事項

(2) 愛知県土地利用対策会議幹事会の前に調整すべき事項

(3) その他議長が必要と認めたもの

(庶務)

第10条 企業立地調整会議の庶務は、産業部産業労働課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、企業立地調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に改正前の豊田市企業立地調整会議設置要綱の規定に基づく様式を使用している場合は、改正後の豊田市企業立地調整会議設置要綱の規定にかかわらず、当分の間、当該様式を使用することができるものとする。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

豊田市企業立地調整会議申出書

豊田市長 様

申請者 所在地
名称
代表者名

豊田市企業立地調整会議設置要項要綱第4条第1号の規定に基づき次のとおり申し出ます。

開発事業の名称	
開発事業の目的	
開発事業の位置（場所）	
開発事業の面積	
開発の手法	<input type="checkbox"/> 市街化調整区域内地区計画 <input type="checkbox"/> 都市計画法第34条第7号 <input type="checkbox"/> 開発審査会基準第10号

添付書類

- 1 法人登記事項証明書又は住民票の写し
- 2 役員の氏名、生年月日、性別及び住所を記載した名簿
- 3 市町村税の納税証明書（市町村税の滞納がないことを証するもの）

備考 開発の手法が、市街化調整区域内地区計画の場合は、上記添付書類1及び2は不要です。

（提出先：産業部産業労働課）

担当部署・担当者氏名 _____

電話番号・FAX番号 _____

メールアドレス _____